

「(仮称) 三森峠風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、三森風力開発株式会社が、福島県郡山市において、総出力最大39,100kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカ等の生息が確認されているほか、同区域の周辺では、その複数ペアによる営巣、繁殖が確認されている。また、同区域及びその周辺では、サシバ及びノスリ等の渡り経路になっていると考えられる。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1 総論

事業実施に当たっては、事後調査等について、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種であるクマタカの生息が複数確認されているほか、同区域の周辺では複数ペアによる営巣、繁殖が確認されている。また、同区域及びその周辺は、サシバ及びノスリ等の渡り経路となっていると考えられる。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺では、クマタカの複数ペアの生息が確認され、繁殖も確認されている。このため、事後調査においてクマタカの行動を調査し、繁殖への影響が懸念される場合には、稼働調整等を含めたより適切な環境保全措置を実施すること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など、鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後において、バードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突による死亡・傷病個体を確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 土地改変に対する環境影響

本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としているものの、風力発電設備の設置及び既設の道路の拡幅等により大きな改変が行われる箇所があり、また、対象事業実施区域の一部が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に指定されていることから、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の崩落又は流出による水環境、植物及び生態系等への影響が懸念される。このため、ヤード及び道路等の設計や工法に関して、更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化する等により、土地の改変に伴う水環境、植物及び生態系等への影響を回避または極力低減すること。